

消費生活モニターに なってみませんか？

消費生活モニターの活動を通して、あなたも賢い消費者を目指してみませんか。

活動内容

- ① 月1回の主要生活物資の価格調査
(調査店舗は日常利用している店舗以外で、市内の多少遠方の店舗での調査をお願いすることがあります)
- ② 消費生活に関する学習会への参加
(託児あり。楽しい調理実習もあります)
- ③ 市生活展や市民生活講座、消費者被害防止キャンペーンへの参加
- ④ ③について市と協働する富士市消費者運動連絡会の活動への参加 など

任期 4月1日～平成31年3月31日

定員 24人程度

＜学習会、調理実習の様子＞



謝礼 年間2万円

※委嘱を取り消した場合、月割計算。

対象

市内在住で、日常の買い物(食料品など)を直接自分で行い、毎月1回程度の学習会(平日の昼間、託児あり)などに毎回参加できる人
※生活必需品の販売関係者は除く。

申込方法

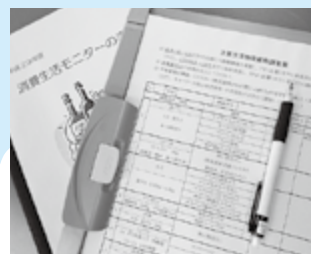
2月8日(木)(必着)までに、市ウェブサイト(「くらしと市政」電子サービス↓電子申請)で電子申請するか、はがきに住所、氏名、生年月日、職業、電話番号、応募動機、交通手段、日常買い物をしてしている店舗名、託児の希望の有無を記入し、〒417-8601 富士市役所市民安全課「消費生活モニター募集」係へ

決定通知

応募者の中から、地域配分などを考慮して選考し、後日通知します

問い合わせ 市民安全課

☎(55)2750 0 ☎(51)0367



「学び合い 学び続ける「ふじの人」づくり」

富士市生涯学習人材バンク

をご利用ください！

生涯学習人材バンクは、「何か新しいことを学びたい人」と「自分が学んだことを伝えたい人」を結び場です。

※私塾・販売・宗教・政治活動目的での登録・利用はできません。

講師を依頼したい

対象／市内在住・在学・在勤で、市内で活動する個人・団体

【利用の流れ】

- ① 市ウェブサイト「くらしと市政」トップページ右下にある電子サービス「生涯学習人材バンク」から、興味のある分野の講師を探す
- ② 依頼したい講師がいたら、社会教育課に連絡し、講師の連絡先を聞く
- ③ 講師と、日時・場所・講師料などを交渉(必要経費は、利用者が負担)
- ④ 活動を実施
- ⑤ 活動終了後、1か月以内に「利用報告書」を社会教育課に提出

講師として活動したい

対象／市内で活動できる個人・団体

【講師登録・活動までの流れ】

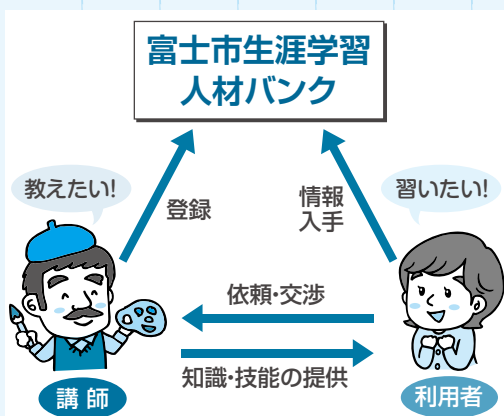
- ① 登録申請書(社会教育課で配布、市ウェブサイトダウンロード可)に必要事項を記入・押印し、直接社会教育課に提出
- ② 登録完了後、市ウェブサイト講師情報を公開
- ③ 講師の依頼を受けたら、利用者と条件を確認後、講座などの活動を実施
- ④ 活動終了後、1か月以内に「活動報告書」を社会教育課に提出

問い合わせ
社会教育課
(富士市教育プラザ内)
☎(55)0560
FAX(55)0561

▼市ウェブサイト「くらしと市政」右下



クリック！



【生涯学習人材バンクの仕組み】